

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月1日（金）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （17名）

農業委員 （7名）

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 （10名）

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

欠席委員 （農業委員1名）

（推進委員1名）

#### 4. 議事日程

- 議案第 99号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
議案第101号 農地法第5条の規定による許可申請審議について  
議案第102号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について  
議案第103号 太良町空き家に付随した特例農地の指定取扱について

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹  
農地係長 大岡 寿憲  
主 事 石崎 志朗

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>ただいまから、第25回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は農業委員1名欠席で7名、推進委員1名欠席で10名です。定足数に達しておりますので総会は成立いたします。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、5番の川崎委員と6番の堤委員にお願いします。さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第99号が1件、議案第100号が8件、議案第101号が3件、議案第102号が1件、議案第103号が1件となっております。</p> <p>それでは、議案第99号農地法第18条第6項の規定による解約報告について別紙関係人より、解約報告を受理したので報告いたします。</p> <p>議案第99号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案説明)
議長	ただいま、事務局の説明が終わりましたので、調査された水田委員および中島推進委員さんから調査報告をお願いいたします。はじめに水田委員をお願いします。
水田委員	<p>26日に、現地にて中島推進委員と〇〇さん、〇〇さんと4人で調査を行いました。</p> <p>ここは一昨年に、〇〇さんがさつまいもを作りたいと、〇〇さんと〇〇</p>

	<p>さんは親戚になられる関係から、猪もこない日当たりも良いところなのでと契約されました。</p> <p>〇〇さんはユリ栽培をされており、田も8反ほど米を作っておられて、なおかつ、ユリの直売所でサツマイモとか販売したいということで意欲的にされていたところですが1年作ったところ、奥さんが病気になられて、1人じゃどうにもできないということで返す事になりましたということでした。現在ここはですね、〇〇さんが牧草栽培されています。以上です。</p>
中島推進委員	<p>今、水田委員のおっしゃった通りだと思います。</p> <p>土地については2年前に〇〇さんが、ユンボを入れて、綺麗に整地されて、本当に意欲のある方でしたので、もったいないなあとあって、大分引き留めたんですけどやっぱり1人では出来ないと言われました。ここは、猪も来ないので、誰か紹介をしてくださいとお話をされました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま調査報告が終わりました。</p> <p>議案第99号1番についてご意見ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは議決をとります。</p> <p>議案第99号1番について、内容申請に問題ないと判断する方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって議案第99号1番は原案通り認められました。</p> <p>次に、議案第100号農地法3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第100号1番および2番は、借受人が同一人でございますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

事務局	<p>異議なしと認めます。 それでは一括して事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された山口委員、木村推進委員および池田推進委員から調査報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、山口委員をお願いいたします。</p>
山口委員	<p>報告いたします。</p> <p>木村推進委員と池田推進委員と別々の日だったんですけど、調査しました。</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親戚関係であるということで、〇〇さんが病気をされているため今回手続きされました。そして、3,000㎡を超える要件が満たされるという条件を確保するために、〇〇さんの農地があったということで、今回議案として提出された次第です。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>木村推進委員をお願いします。</p>
木村推進委員	<p>〇〇さんと〇〇さんと現地で話を聞きました。</p> <p>田は自分で基盤整備して四角の二筆になっていました。後は別に問題ないと思います。</p>
池田推進委員	<p>特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>議案第100号1番、2番について、ご意見ご異議ございませんか。</p>
中島推進委員	<p>2つの議案については、今まで使用貸借権の設定はされてなかったんですか、事務局をお願いします。</p>

事務局	事務局です。こちらに関しては、貸し借りをしたという記録はありませんでした。
議長	<p>他にないですか。それでは議決をとります。</p> <p>議案第100号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって議案第100号1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第100号2番について許可相当と判断する方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第100号2番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第100号3番について事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>これについても、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された水田委員および中島推進委員さんから調査報告をお願いいたします。
水田委員	<p>25日に現地にて私と中島推進委員と〇〇さんと3人でお話を伺いました。当日は、〇〇さんは来れないということで翌日お話を伺いました。</p> <p>現地は、今牧草がびっしり生えておりますが、元々みかん畑でした。</p> <p>〇〇さんが、近くに牛の放牧をされていたので、みかんを作らないなら貸してもらいたいということで今回の話になったようです。</p>

議長	<p>問題ないと思います。</p> <p>それでは中島推進委員お願いします。</p>
中島推進委員	<p>今、水田委員のおっしゃった通りだと思います。</p> <p>ここについては、今まで気付いていたつもりだったんですけど、いつの間にかみかんの木がなくなってたなというくらいで、綺麗な畑に変わっております。今後もずっと耕作をされるんだろうなということで見たところでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第100号3番について、ご意見ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>議決を取ります。</p> <p>議案第100号3番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>従って議案第100号3番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第100号4番について事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>これにつきましても、借受人につきましても、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えております。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>調査されました榊原推進委員お願いします。</p>
榊原推進	<p>6月27日に現場で〇〇さんとその祖母、それと〇〇さんと話をしまし</p>

委員	<p>た。</p> <p>〇〇さんが、埋め立てはしないでください、泥はそのままですと、それが条件があったみたいで、あまりいい感じではなかったと思いましたが、その後、私に連絡がなかったのでこのままいくんじゃないかなと思っています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>議案第100号4番についてご異議ご意見ございませんか。</p>
水田委員	<p>ここで何を栽培されるんですかね。</p>
榊原推進委員	<p>今度、ブドウをしたいということでした。</p> <p>でも、水がないし、土地が荒れているし、それで泥を持ってこないでくださいということで、何をするか今後考えているみたいです。</p>
中島推進委員	<p>それでは、そういういきさつならば、ひょっとしたら、2、3年で解約する可能性はあるということですか。</p>
榊原推進委員	<p>それについてはまだ返答は〇〇さんにもいっていないし、農業委員会の方にもきていないと思うので、今後どのようにしていくか私も考えています。</p> <p>以上です。</p>
中島推進委員 事務局	<p>そしたら事務局としてはどのような考えかをお聞かせください。</p> <p>今のところ5年で提出されていますので5年間作って欲しいというところはあります。今後、ブドウを作ることですので、その事業説明を農林水産課と一緒にやっていく中で、より適切な場所を提供できるよう農業委員会として見つけるなどの作業が出てくるのかなあというの念頭には置いていただければいいかなと思います。</p>
議長	<p>他にないですか。それでは、議決を取ります。</p> <p>議案第100号4番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、議案第100号4番は原案通り認められました。 お諮りいたします。 次の議案100号5番から8番まで借受人が同一人で関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(試案説明)</p> <p>以上が先月、農業委員会にかけられまして、近隣農家へ有機栽培農家がついて良いかの確認をお願いしました案件となっております。 以上の4件につきまして、借受人は別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項確保には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えております。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、調査された山口委員、蕪竹推進委員、澤山委員、久我推進委員から調査報告をお願いいたします。 初めに山口農業委員をお願いします。</p>
山口委員	<p>この件につきましては、私も報告受けておりますが、蕪竹推進委員に直接行ってもらいましたので、蕪竹推進委員から報告してもらいます。お願いします。</p>
蕪竹推進委員	<p>それでは私の方から報告します。〇〇さんと〇〇さんの件ですね。3件近隣者に訪問して面談しました。 どなたも、自分たちはいつまで出来るか分からないということで、それはお互い様と3名様とも言ってくださいました。そういったことで快く了承してもらいましたので、報告します。 以上です。</p>

議長	続きまして澤山委員お願いします。
澤山委員	<p>6月28日に、久我推進委員宅で携帯電話等を使って、お互い聞けるような状態で連絡を取りました。</p> <p>隣接者の〇〇さんに伺ったところ、自分が、町の方に紹介をした感じでおっしゃられて、わかっているというようなお話をされました。</p> <p>よければ、以前そこと違う場所を貸した時に状態が悪くなっていたので、そういうふうにならないようにしてもらいたいような話もされましたけど、あそこで作られることに対しては別に異議はないということでした。</p> <p>もうひとつ方も電話で伺ったところ、自分たちは問題ないというお話をされました。</p> <p>以上です。</p>
久我推進委員	澤山委員さんと一緒に電話で聞きました。澤山委員の言われたとおりです。よろしくお願いします。
議長	それでは次に築推進委員お願いします。
築推進委員	<p>6月24日に連絡しまして3名面談しましたが、皆さん絶対反対ということはありませんでした。</p> <p>〇〇さんが、最初お会いした時に、言葉の中で従業員任せというようなことを聞いたので、そうではなくて、自分たちがご配慮をしていただければと思っています。</p>
議長	<p>それでは、私の方から報告をさせていただきます。</p> <p>〇〇さんの方には24日に電話をしたところ、私としては問題ないということで、皆さんによろしく言ってくださいというような話でした。</p> <p>以上です。</p> <p>全部の調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第100号5番から8番についてご意見ご異議ありませんか。</p>
内田推進委員	賃借料はどうなってますか。
事務局	提出されている申請書は、使用貸借権で申請をされてます。0円の貸し

議長	<p>借りですね。</p> <p>私の方から聞いたところ、最終的に返すときは綺麗な状態で返してもらったら良いです。現状維持ですね、そういったところをお願いしますようお願いをさせていただきました。</p>
議長	<p>他にないですか。それでは議決をとります。</p> <p>議案第100番5番について許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって議案第100番5番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第100号6番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって、議案第100号6番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第100号7番について許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数を確認しました。</p> <p>したがって議案第100号7番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第100号8番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって議案第100号8番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第101号農地法第5条の規定による許可申請審議に</p>

	<p>ついて別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>次の議案第101号1番および2番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い土地で第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、調査された山口委員および蕪竹推進委員、榊原推進委員から調査報告をお願いいたします。</p>
山口委員	<p>報告いたします。登記は田で、現況は、今かぼちゃを植えてありました。それで収穫が終わった時点で建設予定という形になると思います。</p> <p>以上です。</p>
蕪竹推進委員	<p>先ほど言われた山口委員の説明の通りです。私の方からは別にありません。よろしく申し上げます。</p>
榊原推進委員	<p>27日に現地で〇〇さん、〇〇さんと話をしました。</p> <p>排水については近隣の方から許可を取っていますので問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま調査報告が終わりました。</p> <p>議案第101号1番と2番について、ご意見ご異議ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>議案第101号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案101号1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第101号2番について許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案101号2番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第101号3番について事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、鉄道駅からおおむね300メートル以内にある市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断します。</p> <p>また、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、調査された池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
池田推進委員	<p>報告します。</p> <p>27日に辻委員と〇〇行政書士、〇〇くんのお父さんとお母さんに立ち会ってもらって話を聞きました。</p> <p>前回土地代が290万、増えた分の50平方メートルを坪当たり3万で</p>

	<p>話はできてるということでしたので、それは問題ありません。</p> <p>ただ、境界がはっきりしなかったんですよ。</p> <p>〇〇さんと〇〇さんに立ち会ってもらいましたが、10センチぐらいのずれですけど、それがはっきりしないと後々気持ちもちよっと嫌なので、土地家屋調査士に電話して、もう一度来てもらって、後ではっきりさせるということでした。</p> <p>ただ、坪数は変わらないということでしたので、そこは確約をもらって私達は帰りました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま調査報告が終わりました。</p> <p>議案第101号3番について、ご意見ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>議案第101号3番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって議案第101号3番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第102号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による使用貸借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので審議並びに意見を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第102号1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので調査された築推進委員から調査報告をお願いします。</p>

<p>築推進委員</p>	<p>報告します。</p> <p>27日午前9時から秀島委員、〇〇さんと3人で話を伺いました。</p> <p>もう1人の〇〇さんは、介護施設に入所されているということで、今回は現地には来ていただいておりません。</p> <p>平成28年度に使用貸借権の更新のタイミングを逃したため、していなかったのが今回お願いしますということでありました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは私の方から報告します。今、築推進委員から説明のあった通りです。園地も立派に管理されて、〇〇さんから皆さんよろしく申し上げますということでした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま調査報告が終わりました。</p> <p>議案第102号1番についてご意見ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第102号1番について、報告内容に間違いないと判断する方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって、議案第102号1番は、原案通り認められました。</p> <p>お諮りいたします。次の議案第103号、太良町空き家に付随した特例農地の指定取扱についての番号1番は、協議第1号非農地証明願についての1番と関連がありますので一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>申請地は、太良町空き家に付随した特例農地の指定取扱要領第2条の各</p>

	<p>号に掲げる基準を満たしていると考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>空き家に付随した特例農地の指定取扱の内容について、少し事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>空き家に付随した特例農地ということで、今年の4月、5月でこういう形にしましょうということで決定した事項の初めての案件になります。</p> <p>(内容説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので調査された澤山委員および久我推進委員から調査報告をお願いいたします。</p>
澤山委員	<p>この案件ですけれども、28日に久我推進委員の家で、一緒に見ていただくようにしました。</p> <p>対象者の〇〇さんが佐賀市在住で出てこれられないので電話で話をしました。ここはもう何年か人が住まなくなって、荒れ放題のような感じになっていました。</p> <p>〇〇さんが昨年度に太良町の空き家情報バンクに登録をされており、昨年中に福岡県朝倉の人から連絡が来て、ずっと話し合いの中で、譲り渡すような状況になったみたいです。</p> <p>朝倉から家族4人が移住されると伺っております。</p> <p>空き家に付随した特例農地は、すぐに隣の土地で、今は全然作られてないので、そこもどうにかできないかという相談を受けたため農業委員会に申請したとおっしゃられてました。</p> <p>引き続きまして、協議第1号の非農地証明の件なんですけれども、これは50年以上前からの作業小屋、資材置き場として利用していたとおっしゃられてました。よろしくをお願いします。</p>
久我推進委員	<p>私の隣の土地で、ちょっと草が生えているだけで、耕作可能な土地だと思われま。</p> <p>そして、家は、現在、朝倉から来ておられるご夫婦が改修中ですので、私も見守りたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただいま調査報告が終わりました。</p> <p>議案第103号1番と協議第1号1番についてご意見ご異議ございま</p>

<p>中島推進 委員</p>	<p>せんか。</p> <p>確認です、もう太良町に住まれているという認識で良いですか。</p> <p>現在、改修中で8月頃から住みたいということでした。</p>
<p>久我推進 委員</p> <p>中島推進 委員</p>	<p>この地図で〇〇さんの畑とか田とかその近くに結構あるんですよね。そういうところでやっぱり農業をしたいという考えをお持ちなんですか、その辺までわかりますか。</p> <p>畑を耕作したいという願望はあるということでございます。</p>
<p>久我推進 委員</p> <p>水田委員</p>	<p>職業は何をされている方ですか。</p> <p>私の聞いた限りでは、旦那さんはちょっとわかりませんが、奥さんの方が助産婦さんということでした。</p>
<p>久我推進 委員</p> <p>議長</p>	<p>それでは議決を取ります。</p> <p>議案第103号1番について、空き家に付随する農地として相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>従って議案第103号1番は空き家に付随した特例農地と認められました。</p> <p>続きまして、協議第1号1番について、非農地と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって、協議第1号1番は非農地と認められました。</p> <p>以上をもちまして、太良町農業委員会第25回総会を閉会します。</p> <p>委員の皆様方には長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 4 年 7 月 1 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 川 崎 豊 洋

議事録署名者 堤 こずえ